

この表が示すとおり、財産評価は固定資産税評価に準拠していることから、時価の変動を加味した評価額が算出される。このため、土地の評価額は、平成15年度と比較して大きく下落し、170億円余の減少となっている。

c.管財課の取組みと実績

管財課は、遊休資産の活用を図るべく未利用県有地有効活用事業を実施している。これは、管財課が各財産管理者に対して未利用県有地の有無を照会し、財産管理者が「未利用又は近く未利用が見込まれる県有地」と判断した場合に、管財課に対して未利用県有地として報告を行うものである。

管財課に未利用県有地として報告された財産については、県庁内部における活用の有無を再確認するとともに、市町村等を始めとする地域での活用要望の有無を把握する。活用の要望等がある場合には、所管替等により、当該資産の再活用を図るが、再活用の要望等が無い場合には、「売却処分予定地」として選定し、用地測量・境界確定、物件調査、鑑定評価等を実施した上で、売却入札の公告等を実施し、売却を進めている。

売却処分予定地として決定する流れは、概ね以下のとおりである。なお、詳細については、管財課が作成した（『未利用県有地有効活用事業の流れ』）を次項に掲げる。

- ① 財産管理者が未利用又は近く未利用が見込まれるとして判断した県有地（建物）を、主管課を経由して管財課に報告する。



- ② 管財課において県内部における活用の確認及び市町村での活用要望を把握する。



- ③ 活用の要望が無い県有地（建物）を売却処分予定地として決定する。

過去10年間における未利用県有地処分実績は表8のとおりであり、譲渡額の総額は、87億円余（298件）である。年度ごとに見た場合、平成18年度の16億9千万円余（42件）がピークであり、その後は、景気の低迷等の影響もあり減少し、平成20年度は5億3千万円余（26件）であった。また、平成20年度末現在、売却を予定しているとして管財課に届け出られている未利用県有地は136件であり、内訳は更地が48件、建物付土地が88件となっている。このうち、更地24件及び建物付土地5件は、平成20年度末現在において売却手続中のものである。

未利用県有地有効活用事業の流れ

【参考】

